

近大高専「いじめ防止基本方針」策定

近畿大学高等専門学校

1. いじめ防止に関する基本方針

1.1 理念

安全・安心な学校づくりは、全教職員の責務である。いじめは、被害者の心に大きな傷を負わせると共に、その後の人格形成に多大な影響を及ぼす。いじめは人権侵害に関わる重大な問題であり、全教職員が「いじめは許されない」という姿勢の元、全ての教育活動の中で日々人権尊重の精神を徹底しなければならない。そのためには、学生の声に真摯に耳を傾け、一人ひとりの人格の尊重を重点的に支援する必要がある。

1.2 いじめの定義（文部科学省から）

「いじめとは、当該学生が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

1.3 いじめを防止するための組織に関して

① 名称 「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

学校長(委員長)、事務長、学生主事、教務主事、人権教育室長、カウンセリング室長、保健室長、学年主任の他、学校長が必要と認めた教職員。

③ 業務

- いじめ防止基本方針の策定
- 未然防止と早期発見の体制づくり
- 事象発生時の対応のマニュアル化
- 教職員の資質向上のための企画立案と実施
- 外部専門家や諸機関との連携
- 各取組の検証
- いじめ防止基本方針の見直し

2. いじめ防止

2.1 理念

学校を構成するすべての学生・教職員は「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との強い認識を持つことが重要である。特に教職員には、「いじめ被害者に寄り添った親身の指導」を行うことが求められる。また、保護者に対しても

「いじめを許さない家庭教育の必要性」を認識して頂くための啓発活動が必要である。

「いじめ撲滅」に関しては、家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。そのためには、ホームルームや人権教育を通じて、学生への「いじめ防止」の啓蒙活動と共に、学校と保護者との密接な関係の構築が不可欠である。

2.2 基本姿勢と指導方針

いじめを防止するために、教職員はあらゆる活動の場で、いじめの萌芽を見逃さない観察力と感受性を身につけることが必要である。教職員は、学生に接するに際して、いじめを助長するような不適切な言動がないように厳しく律していく。以下のことを学生に周知徹底させる。

- ・ 「いじめ」は如何なる理由があっても、人間として許されない行為である。
- ・ 「いじめ」により、他者を死に追いやることもある。
- ・ 「いじめ」の傍観や同調は許されない。
- ・ 「いじめ」はその様態により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に当たる。
- ・ 「いじめ」を見聞した場合は即、教職員に伝える。
- ・ 「いじめ」の被害者にも問題があるという考え方は許されない。

2.3 いじめ防止措置

- ① 常日頃から「いじめ」防止のための共通認識を図る。このため、学生部・各学年・人権教育室によるクラス単位や全体集会の場での「いじめ」防止の啓発活動を継続的に行う。特に、クラス・コース担任によるHR活動では、「いじめは絶対に許さない」の共通認識を周知徹底する。
- ② 学生同士がお互いの存在を認め、尊重することを自ら考えられるような校風を育成する。そのためには、自信をもって自分の意見等を自由に表明できる環境づくりを行う。
- ③ いじめ問題を人権教育の有責的な取り組みに位置づける。このために、教職員の資質向上のための研修や講演会の実施を行う。学生が、教職員の指導を真摯に受け入れられるように日々のコミュニケーションを通して信頼関係を構築する。
- ④ 教職員がいじめを誘発することの無いよう、日頃から言動に十分な注意を払う。いじめを容認するような不適切な態度は厳重に戒める。学生は一人一人さまざまな事情を抱えていることをわきまえた上で学生と接し、指導する場合は十分説明を施して理解を得るとともに、思いやりの精神や他者との共生の有意義性をも育成するよう努める。

- ⑤ SNSや掲示板などインターネットにおけるいじめ防止のために、情報モラル、マナー教育を重点的に行う。そのためには、HR活動、全体集会の場で繰り返し啓発指導をする。

3. 早期発見

3.1 理念

いじめ事象の調査においては、被害者がいじめを認めることを拒否したり、被害を訴えることで更にいじめがひどくなることを恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多々ある。また、被害者の訴えが教職員に正しく伝わらず、いじめ事象の隠匿性が高くなり、いじめが長期化深刻化することがある。

そこで、教職員には、学校内はもとより家庭との連絡を通じて、ささいな学生の言動や表情をはじめ普段とは異なる行動などから、心の訴えを感じ取る鋭い感受性と深い洞察力、そしてよりよいクラス・学校を作ろうという情熱と行動力が求められる。

3.2 早期発見のための措置

- ① 学校生活における個々の学生の言動を注視する。また、常日頃から校内巡視体制を強化する。教員間の連携を重視して、常に情報交換を行い、学生の情報を共有する。いじめは突発的偶発的なものではなく、学生の日常の様子や雑談の中から構築された関係性から生じるものであり、日頃の観察を通じていじめの萌芽を察する必要がある。
- ② いじめ把握の方法は、ホームルーム指導やアンケート調査、個人面談等により実態調査を行う。また保護者や学生が日頃から気軽に相談できる関係を構築しておくことも必要である。
- ③ 学生には、授業中やホームルームを通じて、いじめの兆候全般についての情報提供を得るようにする。見聞の他、ネット上の書き込みや拾ったメモ書き、落書き、ノート提出の類まで、少しでもいじめの萌芽があれば、報告する。
- ④ 常日頃から保護者との連絡を密にしておく。学生の学校内外での様子について情報を交換する。その結果、共に、学生を見守る体制を作る。学生の様子の変化、クラスメートからの情報については些細なことであっても情報共有を行う。
- ⑤ ホームルーム、HPなどを通して、学生には、相談窓口の周知を徹底する。担任、保健室、カウンセリング室（本館1階）、学生部（本館1階）、ハラスメント相談員等
- ⑥ 学生からの相談や情報がいじめを示唆するものであった場合、教職員は一人で抱え込まずに、学年主任・学生部などに速やかに報告する。学生部では、関係者を招集し、その後の対応を考える体制を作る。

なお、得られた情報についての秘密は厳守する。相談者や情報提供者に不利益が及ばないように配慮する。

4.いじめ発生時の対応

4.1 理念

いじめが起こらない環境づくりが最優先されるが、同時に、再発防止も非常に重要な取り組みである。いじめを受けた学生には非がないことを前提に、いじめ行為の加害者に対して、いじめを行った原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。

最近では、加害者自身が深刻な課題（家庭環境、学校環境等々）を有していることが多く、このような背景のもとで、相手の痛みを感じ取ることができない、または相手の人権に配慮することが困難な場合もあることを理解した上で指導に当たらねばならない。

そのためには、加害者に行為の深刻さを認識させ、相手への謝罪を自ら感じることができるようにするための継続的な指導が必要である。いじめを受けた被害者は、仲間や教職員や保護者の支援を受けて変革した加害者の態度に、信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような過程を通じて、関係者以外の学生同士も含めた豊かな人間関係の再構築を行い、互いの人権の重要性や大切さに思い至る指導が必要である。

4.2 いじめ発見・通報を受けた時の対応

- ① いじめ行為、もしくはいじめと疑われる行為が行われているとの通報があった場合、即、その行為を制止する。
- ② 学生や保護者、情報提供者から「いじめに関する事象」で相談や訴えがあった場合、該当者から時間を掛けて話を聞く。
- ③ いじめに関するどんな些細な兆候でのあっても、加害者・被害者、保護者へは、誠意をもって事実確認を行う。その際、被害者を守ることを最優先とする。また情報提供者も必ず守ることを配慮する。防止対策委員会だけでなく、全教職員が情報を共有する。
- ④ 防止対策委員会だけでなく、全教職員が情報を共有する。
- ⑤ 調査においては、加害者・被害者の言い分を公平に聞き取る。特に、加害者に対しては、先入観や予断をもって臨まないように、丁寧な聞き取りを行う。加害者が複数に及ぶ際は個別に聴き取りを実施し、事実確認の整合性を確認する。
- ⑥ 事実確認が出来た時点で、被害者・加害者の保護者への連絡は、まず、担任が速やかに行い、直接会って経緯を説明する。その後、学校の管理職が学校の対応について、納得と協力を得る。

- ⑦ 事案内容に応じて、特に学生の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

4.3 被害者またはその保護者への支援

- ① 被害者の安全を最優先にし、いじめの程度により、加害者に対する自宅待機や、可能な場合は別室指導等を行う。重要なことは、被害者が落ち着いて教育を受けられる環境を確保することであり、特に、被害者の心身の状態を、本人共々家庭での連携を通じて把握することに努める。
- ② カウンセラーの協力を得て、被害者の悩みや要望を積極的に受け止める支援体制を整える。また教職員による支えだけでなく、親しい交友関係などを通して寄り添う対応も必要に応じて採り入れる。
- ③ 保護者に対しては、いじめの事実関係を説明すると共に、保護者の不安を軽減できるよう、被害者が安心・安全に学校復帰できる支援体制を整える。そのために必要な情報や対応状況を日々連絡して、理解を求めるとともに継続的な支援を行う。

4.4 加害者またはその保護者への支援

- ① 加害者への指導には、理由の如何に関わらず、「いじめが人間として許されない行為」であることを理解させる。ただし、いじめを行った背景に関しては、じっくりと話を聞く。このような指導を通して、自らの行為の責任を自覚させると共に、反省と再発防止を促す。
- ② いじめに至る背景・原因の調査とともに、加害者本人が抱える問題や背景にも配慮し、健全な人格の発達を促す。処罰優先ではなく、他人に対する人権意識向上に繋がる教育的指導を行う。
- ③ 加害者の保護者に対する説明では、加害者本人から事実関係を報告させた上で、学校の対応に理解と協力を求める。同時に、被害者の安全確保と学校生活への復帰を最優先に、周辺学生との人間関係修復に向けての措置を講ずることへの理解を求める。

4.5 いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめの傍観者や同調者に対しては、自分自身の問題として考えさせ、被害者の心情、心の痛みへの共感性を育てる。特に、いじめの傍観や加害者との同調が、どれほど被害者の孤独感の深め、心の傷を広げるかという点で、決して許されない行為であることに思いを至らせる。学校では被害者が加害者になり

加害者が被害者になることを十分理解させ、他者へのいじめを防ぐことが自分へのいじめをも防止する、安全な学校生活作りにつながることを再確認する。

- ② いじめ問題は、加害・被害者間だけの問題ではない。加害者・被害者を囲む集団が、互いを尊重し合い、認め合う人間関係を構築することが重要である。このため、いじめの背景等を分析するとともに、これから得られた教訓を普段の学校生活の中で活かし、互いの人権を認め、良好な人間関係の構築ができるように適切な指導を行う。

4.6 ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の誹謗・中傷等をはじめとする不適切な書き込みについて学生・保護者・その他から報告があった場合、学生部で問題の箇所を印刷・保存措置をとる。その後、学生部を通じて「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、対策をとる。具体的には、至急関係学生からの聴き取り調査の実施、被害者のケア等の必要な対応をとる。
- ② 書き込みに関しては、被害者・保護者の意向を尊重した上で、まず、加害者に削除をさせる。必要に応じて、削除要請等をプロバイダ、サーバー管理・運営者に対して行う。
- ③ 情報モラル教育を進めるために、いじめ防止の全体集会や人権教育LHRを利用して啓発活動を実施する。

4.7 重大事態への対応

いじめが原因と疑われる重大な事態、またはいじめが行われたことが発覚した場合は次の措置をとる。

学校は「いじめ防止基本方針」に従い、学校全体での行動を起こし、喫緊にアンケート等を含む学生への聴き取りにより、事象の事実関係を明確にするための調査を行う。なお、重大事態に対処する組織の構成メンバーは、学校長、事務長、学生主事、教務主事、人権教育室長、カウンセリング室長、保健室長、学年主任とするが、校長が必要と認めた教職員を含めることがある。学校は、調査結果を被害者及びその保護者へ家庭訪問を行い説明する。なお、重大事態が発生した場合は、警察に報告する。

なお、重大事態とは、「いじめ防止対策推進法(第二十八条)」による以下の事態に準拠する。

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※附則 この方針は平成27年4月1日より公布施行する。